

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	第二期北本市自殺対策推進計画（案）
市民参画の手続の実施時期	令和5年6月から令和6年2月
市民参画を求める方法	附属機関等の開催（北本市健康・体力づくり市民会議）
対象施策が定められるまでの手順	①計画策定委託業者の選定・契約 ②策定委員会・市民会議の開催 ③計画案の作成 ④策定委員会・市民会議の開催 ⑤パブリック・コメント手続の実施 ⑥策定委員会・市民会議の開催 ⑦第二期北本市自殺対策推進計画の策定
担当課名	健康推進部健康づくり課
特記事項	